

Title	歴史上より観たる支那商人の位置
Sub Title	Chinese merchants in the light of social history
Author	和田, 清(Wada, Sei)
Publisher	三田史学会
Publication year	1956
Jtitle	史学 Vol.29, No.2 (1956. 8) ,p.1(113)- 17(129)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19560800-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

歷史上より觀たる支那商人の位置

和田清

漢書卷二食貨志には古の四民の別を説いて、

士農工商、四民有業、學以居位曰士、闢土殖穀曰農、作巧成器曰工、通財鬻貨曰商。聖王量能授事、四民陳力受職。故朝亡廢官、邑亡傲民、地亡曠土。

とあり、更に續けて「理民の道は地着を本と爲す」といひ、農夫は各々私田百晦公田十晦を受けるが、士工商の家は田を受けること、五口で乃ち農夫一人に當る、「此れを平土と謂ひ、以つて法と爲すべき者なり」といつてゐる。これは勿論著者班固の解釋による井田の制をいつたもので、現實の事實ではなく、信ずべき限りではないが、士農工商の別のことは、これより前、管子などにも屢々見えて、後の事實からも、全く疑ふ餘地はない。

史記卷一の貨殖傳には同じ事を謂つて、

故待農而食之、虞而出之、工而成之、商而通之。此寧有政教發徵期會哉。人各任其能、竭其力、以得所欲、……周書曰、農不出則乏其食、工不出則乏其事、商不出則三寶絕、虞不出則財匱少、財匱少而山澤不辟矣、此四者、民所

衣食之原也。

といふ。虞とは山澤の産物を採る人の謂である。こゝには士が略してあるが、農工商の上に士が位するべきは勿論である。商と賈の區別は一口にも行商坐賈と云つて、白虎通には「商之爲言商也、商其遠近、通四方之物、以聚之也。賈之爲言固也、固有用物、以待民來、以求其利者也」とある。

我が國で、士農工商四民の別を嚴重にしたのは豊臣秀吉の時代からで、當時の實狀から言へば、これら四民の外にも、公家があり、僧尼・神官があり、必ずしも包括的ではなかつたが、それでもこれを強行したのであり、次ぎの徳川三百年の治世の間もこの區別が勵行されたのである。封建時代に於いては、士は確かに「學んで以つて位に居るもの」で、治者階級であり、農工商は被治者階級である。その中、農は「土を闢き穀を殖すもの」で、最も多數を占め、農業國家に於いては國本的なもので、最も重要なものであつた。だからこれを本業といひ、農民を國のお寶といひ、士に於いてこれを重んじた。「作巧成器」の工人も特殊技能者であつたから、相當に重要であつた。遊牧國家などでは農民以上にこれが貴ばれたことは、幾多の事例が示す通りである。しかし、初め工業は主として官府工業であつたから、工人は寧ろ官府の居住制限を受け、奴隸的存在であつた。我が國や支那のやうな農業國家でもその状態は同様であつた。支那ではこれを末作といつた。

之に反して「通財鬻貨」の商賈は必要ではあるが、他人の作つたものを賣り捌くのみで、巨利を牟り、農本主義とは矛盾するところのあるものであり、これは寧ろ封建制度の根柢を危くするものであつたから、極力壓迫され、卑まれてゐた。支那では農業を本業とするに對して、これを末業末利など、呼んでゐた。士農工商の順位はかうして定められた

ものである。農民が農村に住して概して百姓と呼ばれたに對して、工人商賈は都會に住して營業するのが常であつたら、我が國ではこれを町人と呼び、支那では工商雜類といひ、後には市民と呼ばれた。西洋では市民は寧ろ尊稱であつたが、農本國家の支那では一種の賤稱であつたのである。商人は市に屬し、市籍を有してゐた。

秦の始皇の一統以來、封建制度は廢されて郡縣制度になつたが、しかし社會的には封建的遺制がまだ根強く残つてゐたから、工商階級は依然として厭迫せられた。支那で商人が如何に擯斥されたかを最も明白に示すものは漢初の政策である。史記^{卷三}平準書にはその事を説いて、

天下已平、高祖乃令賈人不得衣絲乘車、重租稅、以困辱之。孝惠高后時、爲天下初定、復弛商賈之律、然市井之子孫亦不得仕官爲吏。

とあり、漢書^{卷二}食貨志にもほゞ同文を襲つてゐる。漢書^{卷一}高帝紀八年春三月の條及び通鑑^{卷二}等には同じ事をいつて、

賈人毋得衣錦繡綺縠絺紵、操兵、乘騎馬。

と見え、同所に注した唐の顔師古の言には、

賈人坐販賣者也、綺文繪也、卽今之細綾也、絺細葛也、紵織紵爲布及疏也、縠織毛、若今毳及氈氍之類也。操持也、兵凡兵器也。乘駕車也、騎單騎也。

とある。租稅を特別重くし、あらゆる特權を奪つたものであることが知られる。その後惠帝呂后の時、商賈の律を弛めたといつても、商人の子孫は官吏となることを得なかつたのである。支那人一生の望は官となり、吏となることにあつ

たのであるから、この禁例が如何に酷烈なものであつたかは想像出來よう。

二

殊に著しいのは七科の謫のことである。漢書^{卷六}武帝紀の天漢四年(57 B.C.)春正月の條には、貳師將軍李廣利等の匈奴大征伐のことを載せて曰く、

發天下七科謫及勇敢士、遣貳師將軍李廣利、將六萬騎步兵七萬人、出朔方。因杆將軍公孫敖萬騎步兵二萬人出鴈門。遊擊將軍韓說步兵三萬人出五原。強弩都尉路博德步兵萬餘人、與貳師會。廣利與單于戰余吾水上、連日。敖與左賢王戰。不利、皆引還。

その七科の謫については、三國魏の張晏が注して曰く、

吏有罪一、亡命二、贅壻三、賈人四、故有市籍五、父有市籍六、大父母有市籍七、凡七科也。

これで見れば、七科の謫とはこの七種類の謫戍の者どもである。さうしてこの七科の謫を發したのはこの時が始めては無かつたものと見え、これより前五年、太初三年(102 B.C.)に李廣利が大宛を伐つた條に、漢書^{卷六}李廣利傳には、
既に「而發天下七科適、及載糒、給貳師」とあり、同じ事を通鑑^{卷二}漢紀武帝太初三年の條には、

而發天下吏有罪者、亡命者、及贅壻、賈人、故有市籍、父母、大父母有市籍者、凡七科適、爲兵。

とある。その内容から見ると、これは明かに張晏の注に據つたのである。

吏の罪ある者といふのは、恐らく罪を犯して流罪に當つてゐた者のことであらう。亡命者といふのは流亡して原籍を

失つたものであらう。支那は古來原籍主義であつたから、流亡しても近ければ原籍に追還される筈であるが、流亡して年久しく、原籍には他人が入れ換つて歸れなかつた者でなければならぬ。それでも捕まらなければ、之を謫戍する方法が無いから、亡命して籍を失ひ、しかも捕へられてゐたものどもである。これで見ても支那の農民が古來原籍主義に縛られて、容易に移住の自由が無かつたことが解る。贅壻といふのは入り壻である。支那の家族制度では異姓不養が原則であつたから、一人娘でも他姓の養子を取ることは出来ないし、他家に養はれても本當の養子になることは出来ない。さういふものは疣のやうな要らないものと考へられてゐた。これが即ち贅壻である。贅壻は一種の債務奴隸のやうなものだとの説もあるが、贅壻はやはり贅壻で奴隸ではない。「吏有罪者」「亡命者」「贅壻」はかやうに社會のあぶれ者であり、不要な者、一種の消耗品と考へられてゐた。

それと同様に自身市籍をもつ賈人である者、今は賈人ではないが、故と市籍のあつた者、自分一代は市籍はないが、父母が市籍のある者、父母も自分も二代市籍はないが、祖父母が市籍のあつた者、この四種類は前三者と同じく社會のあぶれ者、不要な消耗品と考へられてゐたのである。これを以つて見ても商人が如何に卑生まれ輕んぜられたかが能く解る。輕んぜられただけではない。これは明かに一種の賤民として齊民に齡されなかつたのである。その子孫は官吏になれなかつたといふが、近代でも賤民の子孫は官吏になれなかつた。清代の制によると、三代清白といふことがあつて、賤民の子孫は足を洗つても、曾祖父、祖父、父と三代を経なければ、清白の身分と認められず、科擧の試験を受けられなかつた。漢代に賈人は自分と父母、王父母三代を経なければ、七科の謫を免れなかつたといふのは正にこの三代清白の制度で、既に漢代からこの制があつたのである。

否、漢代に限らず、秦代から既にこの事があつたのである。その徴は史記^{卷六}秦始皇本紀に南越征伐のことを説いて、

三十三年(214 B.C.)、發諸嘗逋亡人・贅壻・賈人、略取陸梁地、爲桂林・象郡・南海、以適遣戍。

とあることである。こゝには「吏有罪者」も無く、賈人もたゞ賈人自身があるだけであるが、實はそれだけでなく、七科の者を悉く發したのであらう。その證據には漢書^{卷二}食貨志の中に

至於始皇、遂并天下。內興功作、外攘夷狄、收秦半之賦、發閭左之戍。

とある漢の應劭の注に

秦時以適發之、名適戍。先發吏有過及贅壻賈人、後以嘗有市籍者發、又後以大父母父母嘗有市籍者。戍者曹輩盡、後入閭、取其左發之、未及取右、而秦亡。

とあるからである。或は應劭は後漢の末の人であるから、その言は俄に信じ難いと云ふなら、實はその語の據るところは前漢の初め鼂錯の言にあつたのである。漢書^{卷四}鼂錯傳によると、鼂錯が文帝に上書した語の中に

因以謫發之、名曰謫戍、先發吏有謫及贅壻賈人、後以嘗有市籍者、又後以大父母父母有市籍者、後入閭取其左。

とあるものが即ち是である。通鑑^{卷一}漢紀によると、時に文帝の前十一年(169 B.C.)のことである。七科の名は見えないけれども、その實が秦代から既にあつたことは確かであらう。それではそれが始皇に始まつたのかといふと、決してさうではあるまい。重農抑商政策は秦の古法であつたのであるから、その淵源は恐らく相當古かつたものであらう。史記^{卷六}商君列傳によると、商鞅が秦の孝公に仕へて新法を行ふや、

大小僇力本業耕織、取粟帛多者、復其身。事末利、及怠而貧者、舉以爲收孥。

とあり、その索隱の注に

末利謂工商也。蓋農桑爲本、故上云本業耕織也。怠者懈也、周禮謂之疲民、以言解怠不事々之人、而貧者、卽糾舉而收錄其妻子、沒爲官奴婢。蓋其法特又重於古法也。

とある。「末利を事とし、及び怠りて貧なる者は擧げて以つて收孥と爲す」といふのであるから、商人の壓迫されたことは想像出来る。秦の抑商政策はこの頃から甚しいものであつた。これが發展して七科の制にもなり、漢初の抑商政策にも繋つたものであらう。

三

漢の初め商人の税租を特に重くしたといふが、實際どの位に重くしたものは解らない。しかし史記卷三平準書によると、武帝の元狩四年(119 B.C.)の頃頻年の匈奴征伐で財用が涸渴したので、公卿が議して賈人の税錢を益したことを傳へ、

異時、算輜車賈人緡錢、皆有差。請算如故。諸賈人末作貫貸、買居邑、稽諸物、及商以取利者、雖無市籍、各以其物自占、率緡錢二千而一算。諸作有租及鑄、率緡錢四千一算。非吏比者・三老・北邊騎士、輜車以一算。商賈人輜車二算。船五丈以上一算。匿不自占、占不悉、戍邊一歲、沒入緡錢。有能告者、以其半畀之。賈人有市籍者及其家屬、皆無籍名田、以便農、敢犯令、沒入田僮。

とあり、漢書卷二食貨志にもほゞ同様に見えてゐる。異時とは往時であり、輜車とは乗用の小車で、緡錢とは商品の見

積り代金である。算するとは税金を取ることであるが、昔はこれに各と差等があつたが、今は無いから、これを故のやうにしよふといふのである。高祖の制では商人は車に乗ることは出来なかつたのであるから、これはその後惠帝呂后の際に商賈の律が弛められた時のことであらう。その時代でもなほ斯くの如き差別があつたのである。貰貸とは掛け賣りをしたり、金を貸したりして利益を収めることで、自ら占するとはその財物の多少を量つて自ら申告することである。

作とは工業者の意味で、租及鑄とはその製品を賣る場合である。その場合には諸作は緡錢四千にして一を算し、商人は緡錢二千にして一を算すといふから、商人の税は二倍である。吏の比なる者（官吏に類するもの）、三老（村役人）、北邊の騎士に非ざるものといふのから見ると、これらは無税であつたが、その他は輶車一算、商賈人の輶車は二算といふから、これも二倍である。船五丈以上一算といふのも、政府の船でなく、商賣用の船をいつたのであらう。何れにしても、これでは官吏、農民が無税であつたものに對し、諸工業者は一倍の税をかけられ、商人は二倍の税を負担したのである。かくして市租の収入は案外大きかつたと見え、漢の事ではないが、戰國趙の時、

李牧者、趙之北邊良將也、常居代雁門、備匈奴、以便宜置吏、市租皆輸入莫府、爲士卒費、日擊數牛饗士、習騎射、謹烽火、多間諜、厚遇戰士。史記卷八一李牧傳

といふことが見え、漢の時に至つても、文帝の時馮唐は

李牧之爲趙將、居邊、軍市之租、皆自用饗士、賞賜決於外、不從中覆也、……魏尙爲雲中守、軍市租盡以饗士卒、

出私養錢、五日壹殺牛、以饗賓客軍吏舍人、……

漢書卷五
○馮唐傳

と言つてゐる。なほ資治通鑑^{卷一}漢紀武帝の元朔二年主父偃の言によれば、

齊臨菑、十萬戶、市租千金、人衆殷富、鉅于長安。
とも見えてゐる。

四

但し農民は陽に尊ばれてゐたけれども、樸實にして遠計がなく、實は日に貧苦に惱んでゐたに反し、商人は表面卑しまれてゐたけれども、狡慧にして智慮に富み、巨利を牟つて王侯と富を埒しうし、日に樂しみを窮めてゐたことは、いつの世にても、いづこの所でも同様であつた。その事は漢の人自らも痛感してこれを語つてゐる。例へば漢書卷二 食貨四上志の中に鼂錯の言として、

今農夫五口之家、其服役者不下二人、其能耕者不過百晦、百晦之收不過百石。春耕夏耘、秋穫冬藏、伐薪樵治、官府給徭役、春不得避風塵、夏不得避暑熱、秋不得避陰雨、冬不得避寒凍、四時之間、亡日休息。又私自送往迎來、弔死問疾、養孤長幼、在其中。勤苦如此、尙復被水旱之災、急政暴賦、賦斂不時、朝令而暮改、當具有者、半賈而賣、亡者取倍稱之息。於是、賣田宅鬻子孫、以償責者矣。而商賈大者積貯倍息、小者坐列販賣、操其奇贏、日游都市、乘上之急、所賣必倍。故其男不耕耘、女不蠶織、衣必文采、食必粱肉、亡農夫之苦、有仟伯之得、因其富厚、交通王侯、力過吏執、以利相傾、千里游敖、冠蓋相望、乘堅策肥、履絲曳縞。此商人所以兼并農人、農人所以流亡者也。今法律賤商人、商人已富貴矣、尊農夫、農夫已貧賤矣。故俗之所貴、主之所賤也、吏之所卑、法之所尊也。とあるものが是である。農民の艱苦の狀と商賈の優游の狀とを想見すべきではないか。

或は陽翟の大賈の呂不韋が秦の文信侯となり、相國として國政を恣にしたり、漢の武帝の時、齊の大醫鹽の東郭咸陽や南陽の大冶の孔僅や洛陽の賈人の子の桑弘羊等が或は大農の丞となり、或は治粟都尉となり、天下財政の權を握つたりしたのを見て、商人と雖も官となり吏となることを得て權勢を振ふを得たのではないか、といふ疑問が起るかも知れない。けれども、それは間違つてゐる。これらは非常の場合、特に國君の深き信寵を受け、不次の拔擢を蒙つたものであつて、その威振つたのは大官として權力を振つたので、別に商賈としてその位置を高めたのではない。それは丁度大將軍衛青や票騎將軍霍去病の場合と同様であつて、衛青がもと奴隸であり、霍去病が奴隸の子であつても、彼等はその才能によつて信寵せられ、特別の任用を受けたのであつて、これがために奴隸がその位置を高めたわけではない。要するに彼等は帝王の權威と恣意によつて、三代清白の制にも係らず、一舉にして商賈や奴隸の位置を棄て去つたのであつて、決してもとの身分を想ひ起すべきではないのである。

また或は范蠡が越の宰相の地位を棄て、陶朱公となり、交易して産を治め、一富翁になつたにしても、子貢即ち端木賜が廢著鬻財して富を極め、駟を結び騎を連ねて、東帛以つて諸侯に聘し、至る所で國君と分庭抗禮したといつても、これも恐らく市籍は持たず、士人として巧みに商賣をやつたので、決して普通の商賈とは見られなかつたのであらう。史記の貨殖傳の著者たる司馬遷はこれらの人に對しては少しも輕蔑の色を示してゐない。富はいづれの時代、いかなる所に於いても一種の勢力である。司馬遷は必ず社會一般の勢力を認めて、公平にこれを叙したから、さういふ態度を取つたのであらう。貨殖傳には

天下熙々皆爲利來、天下壤々皆爲利往。夫千乘之王、萬家之侯、百室之君、尙猶患貧、而況匹夫編戶之民乎。

と云ひ、また

是故、本富爲上、末富次之、姦富最下。無嚴處奇士之行、而長貧賤、好語仁義、亦足羞也。といつてゐる。更に語を繼いで、

凡編戶之民、富相什則卑下之、伯則畏憚之、千則役、萬則僕、物之理也。夫用貧求富、農不如工、工不如商、刺繡文不如倚市門、此言末業貧者之資也。

とある。しかしながら、だからと言つて、商工の位置が高いわけではないのである。

五

この後、工商の位置は低いながらも、繁昌を續けてゐた。殊に世の進むと共に、通商貿易は益々盛んになつたから、その身分の低いことを問題にした記事は餘り見えない。後漢書^{卷五}八上桓譚傳には桓譚が世祖光武帝に上つた上疏の中に

夫理國之道、舉本業而抑末利、是以先帝禁人二業、錮商賈、不得宦爲吏、此所以抑并兼、長廉恥也。

とあるが、そこに注した唐の章懷太子李賢の説によると、こゝに所謂先帝とは前漢の高祖の謂であるといひ、光武帝は「書奏、不省」とあるから、桓譚の議は用ひられなかつたものと見える。しかし「錮商賈」といふのは所謂禁錮の意味で、商賈に官吏たることを得ざらしめた意である。従つてこの頃までさういふ風潮はあつたのである。二業については、同じく後漢書^{卷六}九劉般傳に、

時下令、禁民二業、又以郡國牛疫、通使區種增耕、而吏下檢結、多失其實、百姓患之。般上言、郡國以官禁二業、

至有田者不得漁捕、今濱江湖郡、率少蠶桑、民資漁採、以助口實、且以冬春閑月、不妨農事、夫漁獵之利、爲田除害、有助穀食、無關二業也。

とあり、二業に注した李賢の言には「謂農者不得商賈也」とあるから、少なくともこの時農民は商賈を兼營することが出来なかつたのである。

三國志^{卷一}王烈傳によると、王烈が「商賈自穢」とあるから、當時も商賈は賤人と考へられたのである。降つて北齊^{卷八}幼主本紀によると、この時北齊の衰亡期で、庶政が悉く紊れ、「諸宮奴婢、閹人、商人、胡戶、雜戶、歌舞人、見鬼人、濫得富貴者、時萬數、云々」と見え、また同書^{卷四}高思好傳には「商胡醜類、擅權帷幄、云々」とも見える。いづれも商人が賤まれた證でなくて何であらう。たゞ漢より以來、隋唐に至るまで、永い間に他に適當の資料を發見し得ないのは、偏へに筆者の不學無識の罪である。世の博雅の士に指教を求むること切なるものがある。

五

隋代になると、最初に隋書^{卷二}高祖帝紀、開皇十六年(596)六月甲午の條に明かに定めて、

制、工商不得進仕。

とあり、唐では六典^{卷三}三戸部郎中員外郎の條に

辨天下之四人、使各專其業、凡習學文武者爲士、肆力耕桑者爲農、工作器用者爲工、屠沽興販者爲商。

工商皆爲家、專其業、以求利者、其織紝組紉之類非也。

工商之家不得預於士、食祿之人不得奪下人之利。

と規定し、また同書卷二吏部郎中
員外郎の條には

凡官人身及同居大功已上親、自執工商、家專其業、皆不得入仕、……

とある。舊唐書卷四
八 食貨志に

士農工商、四人各業。食祿之家、不得與下人爭利。工商雜類、不得預於士伍。

とあるのはその要約でなければならぬ。

新唐書卷四
五 選舉志には別に

刑家之子工賈異類及假名承僞、隱冒升降者、有罰。

と見える。工賈異類が科擧の試験を受けようとして蠢動した狀が察せられる。敦煌本の貞觀氏族志の斷片に

營門雜戶慕容商賈之類、雖有譜、亦不通。如有犯者、剔除籍。

とあるのは氏族の通譜のことであつて、官吏になるならないではないが、とに角商賈の類が他の異類と共に排斥せられてゐたことは解る。

殘唐五代亂離の間には隨分社會の秩序も紊れ、士人でも商賣を營むものも多かつたやうだが、しかし工商雜類は表立つて科擧の試験を受けることは出来なかつた。それは更に後の宋代までさうであつた。續資治通鑑長編卷一
四八 仁宗の慶曆四年(1044)三月乙亥の勅に、科擧の禁令を載せて、

所禁有七、曰隱憂匿服。曰嘗犯刑責。曰行虧孝弟、有狀可指。曰明觸憲法、兩經贖錮、或不經贖罰、而爲害鄉黨。

曰籍非本土、假戸冒名。曰父祖干十惡四等以上罪。曰工商雜類、或嘗爲僧道。皆不得預。

といふ。工商雜類は嘗て僧道となつたものと共に、七種の科擧を受け得ないものゝ中に入つてゐたのである。宋會要稿選擧の條にも殆ど同じことが見える。宋代には初めて科擧の制が完備して、禁例が殊に喧しかつたからであらう。文獻通考^{卷三}選擧考には工商異類の禁ぜられたことゝ共に、太宗の端拱二年(987)吏人(胥吏)の應擧を禁じたことも見える。

親試擧人、有中書吏人及第。上令奪所授敕牒。乃詔禁吏人應擧。

これは吏人の應擧であつて、工商雜類には關係ないが、工商雜類もかくして禁ぜられたものであらう。

この工商雜類の賤民としての排斥が果していつから止むだかといふと、それは元代以後のやうである。元代は支那社會に大變動を起した時で、殊に元代の商人には西域の賈胡が多かつた。西域人は色目といはれ、蒙古、色目、漢人、南人の元代社會の四階級の中、割合上位を占めてゐたから、商人を蔑視する風もこの時に止んだのであらう。その證と覺しきものは例の鄭思肖の心史に元代の社會階級を謂つて

一官二吏三僧四道五醫六工七獵八民九儒十丐。

といつたことに現はれてゐる。官吏が上なのは勿論であり、僧道も元朝が尊信したからで、醫工は特殊技能者として遊牧國家が貴んだところである。民が獵より下になつたのは支那としては初めてのことであらう。九儒十丐は大いに誇張された表現でなければならぬ。たゞその中に商が見えないのはこの時商は民の大衆の中へ含まれてしまつたのであらう。それは次代の明の戸口の別からも窺はれる。明史^{卷七}食貨志戸口の條によると、

凡戸三等、曰民、曰軍、曰匠。民有儒有醫有陰陽。軍有校尉有力士弓鋪兵。匠有厨役裁縫馬船之類。瀕海有鹽竈。

寺有僧、觀有道士。畢以其業著籍。

とある。明の太祖は民籍と軍籍とを分つたから、民の外に軍があつたわけで、その民の中には、特殊のものとして儒あり、醫あり、陰陽(巫の類)があつたわけで、軍の中には變り種として校尉、力士(俱に錦衣衛の兵種)があり、弓兵、鋪兵(俱に選卒の類)があり、匠は即ち工匠で、その中の變り種には厨役(料理人)、裁縫(仕立屋)、馬夫船夫があつたわけである。注意すべきは、民の中には農民の外に商賈を含み、特に賤種としての商賈が無くなつたことである。匠は即ち工匠であるが、明代の間に官府に住坐するものが減つて、地方から輪番で番上するものが増えたので、次第に解放されて、清代にはその實が無くなつたといふことであるが、清史稿食貨志には舊に仍つて、其の戸の別を軍民匠竈と分つてゐる。竈とは沿海その他の製鹽業者である。いづれにしても、官僚及び候補官僚(讀書人)が古の士に當らうから、(軍は民より以下で、士ではない。)農民及び商賈が民で、匠が古の工に當り、是に至つて古來の士農工商の別は明かでなく、工商雜類が官吏になれない一種の賤民であるといふことは全く無くなつたのである。

七

そののみでなく、明末には外國貿易の關係であらうか、貨幣經濟が浸透して漸く近代的になつて來たから、商人の位置は次第に高く、遂に科擧の試験を受けて官吏になり得るばかりでなく、特に僑居の商人のために科擧の學額を伴つた商籍といふものが興つて、それが清代まで續いたのである。商籍のことは清史稿食貨志に

凡民之著籍、其別有四、曰民籍、曰軍籍、亦稱衛籍、曰商籍、曰竈籍。

歷史上より觀たる支那商人の位置(和田清)

とあり、辭源五七に之を説明して

商籍、以經商而留居其地、子婦同以入籍者也。清會典、商人子弟、准附編於行商省分、是爲商籍。

とある。思ふに、初め清史稿食貨志に「其戶之別、曰軍曰民曰匠曰宦」といひ、後にまた「凡民之著籍、其別有四、云々」といつたのは、初めは明代の舊に仍つてそのまゝ録し、後に清代の實際によつて、その説を改めたのであらう。たゞこれだけではその始末が詳らかでないが、嘉慶兩淮鹽法志卷四によると、その淵源を説いて、

明萬曆中、定商竈籍。兩淮不立運學、附入揚州府學。……我朝、初沿明制、嗣於乾隆四十四年、商竈裁、歸民籍、更無區別。

といひ、その科第表に萬曆十三年乙酉科舉人として「閩士聰陝西人商籍」と見えたのを商籍の語の見えた初めとするといふ。

また嘉慶兩浙鹽法志卷二には

吳憲自新安來錢塘。初試額未有商籍、業鹺之家、艱於原籍應試。憲因與同邑汪文演、力請臺使、設立商籍、上疏報可。

とあり、同書の汪文演傳には

萬曆時、中官高時夏奏加浙江鹽稅、演上書御史葉永盛、得免歲徵十五萬。又與同邑吳雲鳳（憲）興商籍、如河東。

兩淮例、歲收俊士如額。

とあり、康熙浙江通志卷二の葉永盛傳にはその兩浙巡鹽御史在任中の業績を述べて、

又山陝新安諸商有子弟者、以外籍不得入試。永盛惜其材、爲請于朝、得特立商籍、取入儒學七名。商人德之。

とある。さうして葉永盛の在任期間は萬曆二十八年から同三十年までのことだといふ。明末萬曆の頃所謂商籍の設けられた事情と結果はほど明かだと思ふ。なほこの商籍のことは藤井宏教授の力作「新安商人の研究」四の中に詳かであるから、こゝにはこれに止める。黄宗羲の明夷待訪録（財計篇）によると、

世儒不察、以工商爲末、妄議抑之。夫工固聖王之所欲來。商又使其願出於途者、盡皆本也。

と見える。明夷待訪録には時勢に激した激語が多いが、しかし斯くの如く云ふについては、やはり時代の風潮を察すべきである。

とに角この近代の商籍は前代の賤視せられた商賈とは全く種類の違つたものである。しかし重農主義の支那人が近世に至つても、なほ舊習に囚はれて、商人を賤視してゐたことは紛れもない。私は近來の官僚がその在任中に蓄積した富を以つて他人に假し、自ら東家（資本家）となつてその利を收めてゐる例が多いのを見て、近代の支那人は、昔のギリシア人のやうに、商賈を賤しめないものと考へた。そこで嘗て郭沫若氏と語つた時、その旨を述べた。ところが郭氏がこれを反駁するから、羅振玉氏の例を擧げて立證したら、郭氏は言下に聲を勵まして「だから羅振玉氏は人に嫌はれるのですよ」と應へて、羅氏の商賈類似の行爲を嘲けつた。これがやはり東洋人の精神なのである。

附記 本篇の成つた頃竹田龍兒氏より早く志田不動齋氏に「支那に於ける商人身分の諸規定と奢侈禁止令」（社會經濟史學二ノ十一、十二號所載）といふ成稿のあることを聞き、就いて見て頗る参考になつた。また唐宋時代の史料については青山定雄氏の教示を受けた、俱に記して謝意を表す。

とも角本篇は匆卒の際に粗枝大葉を記したもので、他日の修正を期するものである。